SERVICE BULLETIN

JCAB APPROVED

NO. 200-016 DATE 平成26年4月17日

REV. DATE

FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

HEAD OFFICE; SUBARU BLDG. SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

(SUPERSEDES NO.)

(SUPERSEDES NO.

REASON

1. 標 題:ブレーキマスターシリンダのO-リング交換

2. 適用機体: FA-200-160、FA-200-180 及び FA-200-180A0

3. 適用度:指令事項

- 4.目 的:ブレーキマスターシリンダのO-リングに経年劣化によるシール不良が発生する可能性があるため、O-リングを交換する。
- 5. 指 示:サービスマニュアルに従い、ブレーキマスターシリンダのO-リングを交換する。
- 6. 実施時期:
 - (1)前回のO-リング交換から 1000 飛行時間以上若しくは 5 年以上経過したブレーキマスターシリンダを装備する機体、または、交換時期が不明であるブレーキマスターシリンダを装備する機体については、本 SERVICE BULLETIN 受領後、50 飛行時間または、1 年のいずれか早い方までにO-リングを交換する。
 - (2)本 SERVICE BULLETIN 受領後、ブレーキマスターシリンダを交換する場合は、製造年月日または前回のO-リング交換時期の履歴がわかる書類により交換日を確認し、以下により処置のこと。
 - a. 新規製造品の場合
 - ・製造年月日から5年以上経過したブレーキマスターシリンダに交換する場合、機体搭載時にO-リングを交換する。(※注)
 - b. 新規製造品以外の場合
 - ・前回のO-リング交換から5年以上経過したブレーキマスターシリンダに交換する場合、 機体搭載時にO-リングを交換する。(※注)
 - c. 製造年月日、または、前回のO-リング交換時期が不明な場合、機体搭載時にO-リングを 交換する。
 - ※注:新規製造または前回のO-リング交換から5年未満のブレーキマスターシリンダの場合、O-リング交換を実施せずに機体搭載が可能であるが、保管期間(製造または前回のO-リング交換から機体搭載までの期間)を使用可能期間に算入して時間管理する必要があることに留意すること。
- 7. 承 認:航空局承認(航-14-006)平成26年4月16日

8. 作業区分:本 SERVICE BULLETIN による作業は、一般的保守に該当する。

9. 所要部品:本SBを実施するために必要な部品は下表の通りである。

No	部品番号	名称	個数/1 機	備考
1	AN6227-8 または AN6227B8	"O" RING	2	フ゛レーキマスターシリンタ゛ P/N: 0541138 搭載機
2	AN6227-9 または AN6227B9	"O" RING	2	フ゛レーキマスターシリンタ゛ P/N:
3	AN6227-4 または AN6227B4	"O" RING	2	200-584160-001 搭載機

10. 特殊工具: なし

11. 重量重心:変化なし

12. 準拠資料:サービスマニュアル

13. 作業手順:作業は、サービスマニュアル9-5章に従い実施のこと。

14. その他:本 SERVICE BULLETIN 作業終了後、有資格者整備士の確認を受け、作業実施した旨を航空日誌に記録する。

O-リングの点検間隔変更については、サービスマニュアルを改訂するサービスニュースを発行予定である。